

第 6 世代仙台市財務会計システム構築及び
運用保守業務委託

要件定義書

2026 年 8 月
仙台市

内容

1. 業務要件	1
1.1. 業務の範囲	1
1.2. 業務フロー	1
1.3. 提供時間帯及び利用者数	1
2. 機能要件	3
2.1. 次期システムに求める機能要件	3
2.2. 機能に関する事項	3
2.3. 画面に関する事項	3
2.4. 帳票に関する事項	3
2.5. 情報・データに関する事項	3
2.6. 外部インターフェースに関する事項	3
3. 非機能要件	4
3.1. 次期システムに求める非機能要件	4
3.2. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	4
3.3. システム方式に関する事項	5
3.4. 規模に関する事項	6
3.5. 性能に関する事項	6
3.6. 信頼性に関する事項	7
3.7. 拡張性に関する事項	7
3.8. 上位互換性に関する事項	8
3.9. 中立性に関する事項	8
3.10. 継続性に関する事項	9
3.11. 情報セキュリティに関する事項	10
3.12. 情報システム稼働環境に関する事項	12
3.13. 移行に関する事項	17
別添 1 対象業務一覧	
別添 2 現行・次期業務フロー	
別添 3 次期システム機能要件一覧	
別添 4 次期システム帳票一覧	
別添 5 インタフェース一覧	

1. 業務要件

1.1. 業務の範囲

本業務で導入する財務会計システム（以下「次期システム」という。）が対象とする業務を別添 1「対象業務一覧」に示す。

1.2. 業務フロー

業務に関わる現行業務・システムのフロー及び次期システムの導入における次期フローを別添 2「現行・次期業務フロー」に示す。

なお、次期業務フローは、別添 2「現行・次期業務フロー」をベースに、パッケージソフトウェアの標準業務フローとの擦り合わせを行う。パッケージソフトウェアの標準機能や次期業務フローによる運用にて、業務に支障が出ると判断される場合はカスタマイズや業務フローの変更を検討する。

1.3. 提供時間帯及び利用者数

次期システムの利用者数、組織数、端末台数及びサービスの提供時間帯は表 1-1 及び表 1-2 に示す。

利用者へのサービス提供時間内は次期システムが利用できること。ただし、障害対応やシステム保守等についてはこの限りではない。

なお、利用者へのサービス提供時間については、開始時間の繰上げや終了時間の繰下げの可否について本市と協議し決定するものとする。

表 1-1 利用者数、組織数、端末台数

区分	人数、件数（概数）			備考
システム 利用者数	20,200 人			
	内 訳	市長部局等	10,200 人	令和 7 年 4 月現在の利用者数より算出。 公営企業では利用していない。
		学校等	10,000 人	現在は利用していないが、今後学校まで利用 範囲を拡大する可能性がある。
システム 利用組織 数	1,000 件			
	内 訳	市長部局等	810 係 (係・三種公所等)	令和 7 年 4 月現在の組織数より算出。 公営企業では利用していない。 現在は課レベル（400 課）で利用しているが、 電子決裁機能の利用を想定し、係レベルでの 利用とする。
		学校等	190 校 (小・中学校等)	現在は利用していないが、今後学校まで利用 範囲を拡大する可能性がある。
システム 利用端末 台数	9,200 台			
	内 訳	市長部局等	8,200 台	令和 7 年 4 月現在の利用台数より算出。
		学校等	1,000 台 (小・中学校等)	現在は利用していないが、今後学校まで利用 範囲を拡大する可能性がある。

表 1-2 提供時間帯

項目		時間		備考
利用者へのサービス提供		全日	8 時 00 分～23 時 00 分	
運用保守	初期サポート 対応	平日※	8 時 30 分～12 時 00 分 13 時 00 分～17 時 30 分	電話受付
	ヘルプデスク 対応	平日※	8 時 30 分～12 時 00 分 13 時 00 分～17 時 30 分	電話受付
	障害対応	全日	8 時 00 分～23 時 00 分	

※平日：「仙台市の休日を定める条例」における休日以外の日

2. 機能要件

2.1. 次期システムに求める機能要件

次期システムの設計・開発及び運用・保守に当たっては、本章に示す機能要件を遵守すること。

2.2. 機能に関する事項

- (1) 次期システムに求める機能要件の一覧を別添 3「次期システム機能要件一覧」に示す。なお、別添 4「次期システム帳票一覧」に示す帳票を出力するための機能要件を合わせて実現すること。
- (2) 別添 3「次期システム機能要件一覧」に示していない機能であっても、受託者が有するパッケージソフトウェアの機能は提案すること。ただし、当該機能は受託金額内で実装可能な範囲としつつ、導入するか否かは協議の上決定する。

2.3. 画面に関する事項

原則、パッケージソフトウェアにて提供する要件に合わせて次期システムを提供すること。ただし、パッケージソフトウェアの標準画面構成や操作性による運用では、業務に支障が出ると判断される場合は改善すること。

2.4. 帳票に関する事項

- (1) 次期システムの運用において最低限必要と想定される帳票一覧を別添 4「次期システム帳票一覧」に示す。なお、別添 3「次期システム機能要件一覧」に示す帳票に関する要件を合わせて実現すること。
- (2) 次期システムのデータを、画面から項目ごとに条件を設定して、容易に CSV ファイル等に出力できる機能（EUC 機能）を持つものとし、帳票の種類により、EUC 機能によるデータ出力で代用を許可する場合もある。
- (3) 別添 4「次期システム帳票一覧」に記載している帳票以外にも、別添 1「対象業務一覧」及び別紙 2「現行・次期業務フロー」に記載している要件を満たすため、運用上必須となる帳票については、提案するとともに、受託者が有するパッケージソフトウェアで出力できる帳票は提案すること。当該帳票は受託金額内で実装可能な範囲としつつ、導入するか否かは協議の上決定する。

2.5. 情報・データに関する事項

- (1) 現行システムからのデータ移行対象は、「3.13. 移行に関する事項」を参照すること。
- (2) 次期システムで電子決裁、電子審査等を行うに当たって、本市の財務会計事務に係る主な手続きの件数は「3.4.1. 業務データ量」に記載のとおりであるため、想定される処理件数を踏まえた上で、「3. 非機能要件」を満たすこと。
- (3) 要件定義（補完工程）において、次期システムにて取り扱われる情報・データを、情報・データ一覧として整理し、現行システムのデータを次期システムへ移行するためのデータ移行設計を行うこと。

2.6. 外部インタフェースに関する事項

- (1) 次期システムと他システムとの連携について、別添 5「インタフェース一覧」に示す。他システムとのデータ連携においては、次期システム（本調達の範囲内）においてデータの変換及び取込を行うこと。なお、データの変換については別添 5「インタフェース一覧」補足に「データの変換は行わない」としているものは対象外とする。
- (2) 要件定義（補完工程）において、次期システムにて取り扱われる外部インタフェース及びその詳細を、外部インタフェース一覧及び外部インタフェースファイル項目定義書として整理すること。

3. 非機能要件

3.1. 次期システムに求める非機能要件

次期システムの設計・開発及び運用・保守に当たっては、以下に示す非機能要件を遵守すること。

3.2. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

3.2.1. 稼働環境

- (1) 次期システムのユーザビリティ及びアクセシビリティは、本市が利用する一般ユーザ用クライアント端末である庁内 LAN 端末の稼働環境を考慮すること。
- (2) 原則として、本市が開発時点で標準として採用している Web ブラウザを用いた操作環境を前提として設計すること。

3.2.2. ユーザビリティ要件

(1) 画面構成

- ア. 何をすればよいか画面を見て直ちにわかるデザインにすること。
- イ. 業務上不要な情報、デザインを排し、できる限りシンプルでわかりやすい画面構成にすること。
- ウ. 業務の頻度や業務上の処理手順を考慮し、作業効率を考慮した画面構成、画面遷移にすること。
- エ. ユーザの操作手順を考慮し、画面上の表示・入力項目を、上から下へ、左から右へ流れる順番に配置すること。
- オ. 画面上に表示する操作の指示や説明、メニュー、用語等は、ユーザに誤解を生じさせないように正確かつ直感的に理解できる用語を使用し、指示や説明に用いる用語（メニュー名、ボタン名等）、デザインには、システム全体で一貫性を持たせること。
- カ. 画面の初期表示時に、入力項目や選択項目などに適切な既定値を設定すること。既定値の設定有無、既定値として設定する値は、本市と協議の上、設計時に仕様を決定すること。
- キ. クライアント端末の機種に関係なく、全画面を表示することが望ましい。

(2) 操作方法の分かりやすさ

- ア. ユーザの作業負担軽減のために、ユーザの操作手順に配慮した画面遷移とし、最小限の操作、入力等でユーザが作業できるようにすること。
- イ. 画面上で入力やクリック、チェックができる項目とできない項目の区別を明確にし、ユーザが直感的に判別しやすいようにすること。
- ウ. 「Tab」キーによる画面上のフォーカスの移動順序について、ユーザが操作しやすい順序とすること。また、入力画面への遷移後は、入力可能な位置へカーソルを当てること。
- エ. 次期システムはキーボードとは別にマウスの利用も想定しているが、「Enter」キーや「Tab」キー等を利用し、キーボードのみでも容易に操作や入力の実施できるよう考慮すること。

(3) 指示や状態の分かりやすさ

- ア. 全体の作業の中で、現在何の処理、どの階層の処理をしているのかを、ユーザがわかるように配慮すること（パンくずリストの表示等）。
- イ. 入力必須項目と任意入力項目の表示方法を変えるなど、項目の区分や重要度をユーザが直感的に判別しやすいようにすること。
- ウ. システムが処理している内容や状況をユーザが把握できるようにすること。特に、結果表示までに時間がかかる検索実行や帳票出力時等には、処理の進捗状況を表示すること。

(4) エラーの防止と処理

- ア. ユーザが操作や入力を間違えないデザインや案内を提供すること。
- イ. 複雑な操作や入力の場合には、該当欄の近くに説明やメッセージ、ヘルプ表示へのリンクを表示するなど工夫すること。
- ウ. 誤操作や判断ミスによる誤りを防止するために、十分な視認性のあるフォント、文字サイズにするなど、デザインに留意すること。
- エ. エラーが発生した場合に、該当箇所（未入力項目、入力形式誤り等）を強調表示する等、ユーザがエラーの解消まで迷わず対応できるよう、必要な情報と手段を提供し、何が起きているのか、なぜそのエラー状態が発生したのかなど、ユーザが容易に理解できるようにすること。
- オ. 登録、更新、削除などの処理の前に確認画面やポップアップ画面を用意し、ユーザが行った操作のやり直し、取り消しができるようにすること。

3.2.3. アクセシビリティ要件

(1) 指示の状態の分かりやすさ

- ア. JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス 第3部：ウェブコンテンツ」等に配慮していることが望ましい。
- イ. 色の違いを識別しにくい利用者（視覚障害の方等）を考慮し、利用者への情報伝達や操作指示を促す手段は、メッセージを表示する等、できる限り色のみで判断するようなものは用いないこと。
- ウ. 文字サイズを Web ブラウザの設定等により拡大・縮小でき、拡大表示した際も問題なく画面表示、操作ができること。

(2) 言語対応

画面上に表示する用語は、日本語で記述すること。

3.3. システム方式に関する事項

3.3.1. 情報システムの構成に関する全体の方針

- (1) 特定のクライアント端末及び新たなソフトウェアの導入を必要とせず、本市が利用している既存の一般ユーザ用クライアント端末である市内 LAN 端末で利用できる標準的なソフトウェア（Microsoft Edge、Acrobat Reader、Microsoft Office 等）を利用した Web アプリケーションシステムとすること。
- (2) 次期システムは共通基盤システムを利用して構築すること。ただし、共通基盤システムは、本市が別途実施する調達の結果により、構成、提供形態（オンプレミス環境またはパブリッククラウド環境）等が決定となるため、その際は本市と協議のうえ対応すること。なお、共通基盤の提供形態が確定するのは令和 9 年 4 月を想定している。
- (3) 本番環境、研修環境及び保守環境の 3 つの環境を用意すること。研修環境及び保守環境については、本番環境の構成を基に、機能面を中心としたテスト等の検証を実施する上で最低限必要な構成とすること。なお、試行やテストを行う際は、本番環境に影響を及ぼさないこと。
- (4) 次期システムへのアクセスは、本市において別途準備するグループウェアのパナー等にハイパーリンクを設置したもの等を使用するなど、容易に行えるようにすること。
- (5) 次期システムへのログインはシングルサインオンに対応すること。
- (6) 研修環境に対して、任意のタイミングで本番環境のデータ（全てのデータである必要はないが、現年度を含む過去 2 年度程度のデータ）をコピーし、本市の職員が研修環境を利用できること。
- (7) 開発や保守等に必要の開発環境、テストツール等は受託者が用意すること。
- (8) 本市と同等以上の規模の地方公共団体で導入実績のあるパッケージソフトウェアを活用すること。

3.4. 規模に関する事項

3.4.1. 業務データ量

次期システムの規模について、想定される主な業務データ量を表 3-1 に示す。

表 3-1 主な業務データ量

No.	情報分類	区分	主な業務データ量 (概数)	備考
1	業務量	支出件数	124,000 件/年	令和 6 年度予算実績
2		調定件数	56,000 件/年	令和 6 年度予算実績
3		予算令達件数	600 件/年	令和 6 年度予算実績 ※補正除く
4		予算流用件数	4,600 件/年	令和 6 年度予算実績
5	データ	債務者登録数	500 件	令和 6 年度末時点
6		債権者登録数	8,200 件	令和 6 年度末時点
7		登録事業数（小事業単位）	1,700 件	令和 6 年度末時点
8		予算科目登録数 （説明（細々節）単位）	15,000 件	令和 6 年度末時点
9		物品取扱数	3,600 件	令和 6 年度末時点 重要物品のみ
10		出力帳票数	400 種類	

3.5. 性能に関する事項

3.5.1. オンライン処理性能

応答時間に係る要件を表 3-2 に示す。なお、ここで定める応答時間は、サーバがクライアント端末からのリクエスト要求を受けて応答結果を返すまでに要するサーバ内の処理時間（以下「サーバ処理時間」という。）とし、クライアント端末の処理性能やネットワークの伝送性能等は対象外とする。

ただし、全体のレスポンスタイムを考慮し、クライアント端末の処理性能やネットワークの伝送性能に過剰な負荷がかかることを避けた設計とし、性能テストの際には、サーバ処理時間だけでなく、全体のレスポンスタイムを計測したテストを行うこと。

表 3-2 応答時間に係る要件

No.	指標名	条件	目標値
1	出力指示（検索等）から結果画面表示	通常時	3 秒以内
2		アクセス集中時	5 秒以内

3.5.2. バッチ処理性能

バッチ処理にかかる時間は、システムの運用時間（利用者へのサービス提供時間、バックアップ時間等）や他システムとの連携等を考慮し、運用に影響を与えない時間で完了できること。

3.6. 信頼性に関する事項

次期システムを構成する機器や部品の一部に単一故障が発生した際に、業務を継続できるよう、冗長化等の対策を行い、可能な限りシステム全体が停止しない構成とすること。

3.6.1. 可用性要件

(1) 可用性に係る目標値

次期システムの可用性の目標値を表 3-3 に示す。

表 3-3 可用性に係る目標値

No.	指標名	目標値	備考
1	稼働率	99.5%	稼働率：「年間実稼働時間」／「計画停止及び災害発生に伴う停止を除いた年間予定稼働時間」× 100
2	MTBF（平均故障間隔）	365 日	MTBF（平均故障間隔）：システムの稼働時間／故障回数

(2) 可用性対策

- ア. 仮想環境の WebAP サーバについては、論理的にクラスタ構成とし、負荷分散及び障害発生時の縮退運転を可能とするよう、共通基盤システム事業者と調整すること。
- イ. 受託者が WebAP サーバ・DB サーバ等を調達する場合、これらについては、ホットスタンバイ又はウォームスタンバイによるクラスタ構成等とし、障害発生時に自動的に待機系への切り換えを可能とするなど可用性の確保ができるシステム構成とすること。
- ウ. システムの障害を早期に発見し、早期復旧を図るため、調達仕様書の「4. 1. 2. 運用・保守に関する事項」に基づき適切な監視の設計を行うこと。

3.6.2. 完全性要件

- (1) 機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- (2) 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- (3) 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。

3.7. 拡張性に関する事項

3.7.1. 性能の拡張性

次期システムの構成に係る検討に当たっては、次期システム利用期間中のシステム利用者数・利用組織数の増加、また、業務データ量の増加によって性能が落ちることのないよう、処理能力の向上やデータ保存領域の拡張（スケールアップ又はスケールアウト等）が容易に可能な構成とすること。なお、経済性等の観点から、実際の利用状況に応じた段階的な拡張を検討すること。

3.7.2. 機能の拡張性

- (1) 将来の法改正や条例改正、制度変更等が発生した場合に、機能の追加・変更が柔軟に対応可能な設計・開発技法を採用すること。なお、全国の自治体共通の制度変更等に伴う機能の追加・変更については、パッケージソフトウェアのバージョンアップ等にて対応すること。
- (2) 各種コードについては、長期間（10 年以上）の運用を見据えて、コードが枯渇することのないよう考慮してコード体系を設計すること。
- (3) パラメータ設定等によって、軽微な設定変更や帳票類の印字変更（出力項目の文言変更）が容易

に行えること。

- (4) パッケージソフトウェアの標準機能にて、本調達範囲外の機能を別調達で導入する判断があった場合、導入自体妨げないこと。具体的な対象は、調達仕様書の「表 1-2 本調達対象の次期システム機能一覧」に記載されている、「拡張性機能」とする。

3.8. 上位互換性に関する事項

- (1) クライアント OS、Web ブラウザ及びその他実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能なシステムとすること。
- (2) 本市庁内 LAN 端末 (Windows11) は定期的に FU (Feature Update : 機能更新プログラム) 及び QU (Quality Update : 品質更新プログラム) を適用するため、FU 及び QU がアップデートされても対応可能なパッケージソフトウェアであること。対応に当たり次期システムにおいて必要となる作業がある場合は、必要となる期間を逆算してスケジュールし順次作業すること。なお、FU の適用については一定程度の検証期間を設けることとする。
- (3) クライアント OS や Web ブラウザの特定バージョンに依存する機能が判明している場合、サポートが終了しているバージョンを利用することは認められないため、その利用を最低限とし、クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップに備えること。

3.9. 中立性に関する事項

- (1) ハードウェア、ソフトウェアを相互に連携させる際に特定の製品や技術に依存した構成とせず、後にそれぞれに変更があった場合についての影響範囲を最小限とする構成にすること。
- (2) 採用するハードウェア、ソフトウェア等は、全てオープンなインタフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
- (3) 採用するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体 (ISO、IETF、IEEE、ITU、JISC 等) が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。
- (4) 次期システムを更改する際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として次期システム内のデータは、XML、CSV 等の標準的な形式又は汎用性の高い技術で取り出すことができるものとする。
- (5) 特定の事業者や製品に依存することがないようにすること。また、次期システム契約満了後に稼働するシステム (次々期システム) への引継ぎを考慮し、データ移行用のデータベース設計関連資料 (テーブル一覧、テーブル関連図、データ項目定義表、区分・コード値定義表等) の提供及びデータ抽出 (CSV 等の汎用性のある形式) を可能とすること。

3.10. 継続性に関する事項

3.10.1. 継続性に係る目標値

障害発生時及び地震や火災、水害等の大規模災害により次期システムが被災した場合の継続性に係る目標値を表 3-4 に示す。

表 3-4 継続性に係る目標値

No.	指標名	目標値		備考
		障害発生時	大規模災害時	
1	RPO（目標復旧地点） （業務停止時）	障害発生時点（日次バックアップ+一時保存データからの復旧）	—	
2	RT0（目標復旧時間） （業務停止時）	6 時間以内 （駆け付け到着時間：1 時間以内）	—	共通基盤システム・ネットワーク等の正常稼働確認後からの目標復旧時間とする。
3	RL0（目標復旧レベル） （業務停止時）	全システム機能の復旧	—	
4	システム再開目標 （大規模災害時）	—	1 か月以内に再開	

3.10.2. 継続性に係る対策

- (1) 機器の故障等（共通基盤システムにおいて調達するハードウェアに起因するものを除く）システム障害が発生した場合は、速やかに復旧できるシステムであること。
- (2) 本番環境の機能の現用系が停止した際に、待機系に自動で切り替わるなど冗長性を確保したシステム構成とし、本番環境の機能の現用系が停止した際にも運用を継続できること。また、運用の継続については共通基盤システム事業者と調整を行うこと。
- (3) バックアップ処理について、要件定義（補完工程）及び設計において、表 1-2 に示す「利用者へのサービス提供」時間を考慮のうえ、業務に用いるデータのバックアップ処理が業務に影響しないものとなるよう設計し、本市と協議すること。
- (4) 共通基盤システム外でバックアップを行う場合、災害発生時の復旧を速やかに行うために、バックアップデータを市庁舎から遠隔地に保管すること。なお、共通基盤システムにおいては、システム全体のスナップショットによりシステム部分・データベース部分を切り分けずにバックアップを行う想定であるため、例えば、業務運用においてバックアップデータの一部を修正してデータベースに戻すなどの運用が必要な場合には、本市と協議のうえ、次期システム独自でバックアップの仕組みを用意すること。
- (5) 共通基盤システム外でバックアップを行う場合、バックアップの取得は自動化し、成否について運用管理者（運用 SE）へ通知する機能を具備すること。なお、自動化されたバックアップ処理についても運用管理者により手動でバックアップの取得が可能であること。
- (6) 災害や障害発生時における受託者の緊急連絡先を、あらかじめ本市へ届け出ること。
- (7) 災害発生時には、受託者は本市と対応方法を協議の上、本市と共同で次期システムを早期に復旧させること。
- (8) 電子決裁への対応に伴い、添付ファイルのデータ容量が増大することが想定されるため、毎回フルバックアップを保管するか否か、データ復旧が必要になった場合の対応方法も考慮の上、要件定義（補完工程）及び設計においてバックアップ方法を検討し、本市と協議すること。

3.11. 情報セキュリティに関する事項

3.11.1. 基本事項

- (1) 「個人情報保護に関する法律」及び「仙台市行政情報セキュリティポリシー」を理解し、遵守すること。
- (2) システムの構成要素（OS やミドルウェア等）に情報セキュリティ上の欠陥（セキュリティホール）が顕在化した際は、迅速に対応すること。
- (3) 「個人情報保護に関する法律」及び「仙台市行政情報セキュリティポリシー」により対応すべき事項が抽出された場合には、本市と協議を行い、適切な措置を講ずること。

3.11.2. 適用範囲

原則、本要件の適用範囲は、次期システムが開発するアプリケーション及び導入するシステム環境までとし、本市のイントラネットに係る庁内 LAN 端末やネットワーク等は本業務の範囲外とする。

3.11.3. 遵守・準拠すべき基準等

- (1) 以下に示す基準類、ガイドライン等に沿って対策を実施することを基本方針とする。これらの基準類等が改定された場合は、改定版のものに準拠すること。
 - ア. 個人情報保護に関する法律
 - イ. 仙台市行政情報セキュリティポリシー※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。
<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>
- (2) 次期システムにおける情報セキュリティを確実に維持するため、上記に示す基準類等に基づき、次期システムの運用・保守におけるセキュリティ対策について定めた規定類を、体系的に整備すること。

3.11.4. 個人情報の取扱い

受託者は「個人情報保護に関する法律」を遵守し、本業務において適正な対策を講じること。

なお、マイナンバー等の特定個人情報は次期システムが参加する庁内ネットワーク上での取り扱いが禁止されているため、留意すること。

3.11.5. 情報セキュリティ対策

(1) 基本事項

次期システムでは、「3.11.3. 遵守・準拠すべき基準等」に示す基準類及び体系的に整備した規定類に準拠したセキュリティ対策を行うこと。

なお、本業務期間中に「個人情報保護に関する法律」や「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の見直し等が実施された場合には、その内容を適切に反映するように情報セキュリティ対策の見直しを行うこと。

(2) 主体認証

- ア. 正当な権限を保有する者のみ各処理を実施できるようにするため、次期システムに対するアクセス主体を認証する手順や仕組みを備えること。
- イ. 本市が利用するクライアント端末へのログイン結果を引き継ぎ、次期システムに対して統一的なログイン（シングルサインオン）を実現すること。
- ウ. 想定外の緊急時等に次期システムを利用する場合に備えて、次期システム自体で ID・パスワード方式による利用者認証ができる仕組みを備えること。

(3) アクセス制御

- ア. 利用者の情報システムに対するアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（ID、パスワード、権限等）を管理する手順や機能を備えること。その際、各ユーザの職責に応じて、必要最小限の操作しかできないように配慮し、操作ミスや情報漏えい等の危険性を低減すること。
- イ. アクセス制御の実現に当たっては、原則として ID は主体個々に付与し、共用は認めない運用とすること。

(4) 証跡管理

利用者による次期システムの処理履歴等の各種ログを記録し、事故等が発生した場合の原因追及のための基礎資料として利用できるようにすること。

庁内 LAN 端末の操作ログ等については本市庁内 LAN 担当部署において取得していることを踏まえ、各種ログの記録する項目については、「誰が」「いつ」「何をした」を最低限とし、本市と協議の上、決定するものとする。また、各種ログの保存期間は契約期間中全てとする。

(5) 暗号化

次期システムが保有する情報の漏えい等を防止するため、各種情報に対して以下に示す暗号化対策を講ずること。なお、共通基盤システムで調達するサーバについては、データ暗号化を実施する予定である。

- ア. 通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信内容を暗号化すること。なお、証明書には自己署名証明書を含む適切なものを用いること。
- イ. 次期システムにおいて管理する情報には個人情報が含まれているため、ソフトウェアによる暗号化、ハードウェアによる暗号化のいずれか又は両方の組み合わせにより保存データを暗号化すること。
- ウ. 次期システムにおいて管理する各種データを移送（送信又は運搬）する場合には、必要に応じてパスワードによる保護だけでなく、暗号化等の措置を講ずること。

(6) セキュリティホール対策

- ア. 次期システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、対処が必要な脆弱性を修正した上で納入する手順を整備すること。
- イ. 構築時の脆弱性対策に当たっては、以下の方式により脆弱性の確認及び修正を行うこと。
 - (ア) 導入するパッケージ機能はアプリケーションを介した攻撃を招く脆弱性の作り込みを回避するため、アプリケーションに関するコーディング規約を整備し、脆弱性を作り込まない設計・開発を行ったものであること。
 - (イ) 各機器の設定に当たり、不要なアカウント、サービス、ポート等を無効とすること。

(7) 不正プログラム対策

マルウェアによる脅威に備えるため、次期システムを構成する機器がマルウェアに感染することを防止する手順や機能を備えるとともに、新たに発見されるマルウェアに対応するため、システムの安定稼働が可能な範囲で機器を最新の状態に保つこと。

3.12. 情報システム稼働環境に関する事項

3.12.1. 全体構成

ハードウェアの構成、ソフトウェア製品の構成等について、以下に示す。

また、別途調達する共通基盤システム上に構築を行うほか、本業務で調達する範囲があることに留意すること。共通基盤システムがオンプレミス環境またはパブリッククラウド環境の場合に想定される構成イメージをそれぞれ図 3-1、図 3-2 に示す。

調達仕様書の「1.4.1. 現行システムの概要」に示す一般ユーザ用クライアント端末である庁内 LAN 端末については、本業務の範囲外であり、既存の端末を利用する。

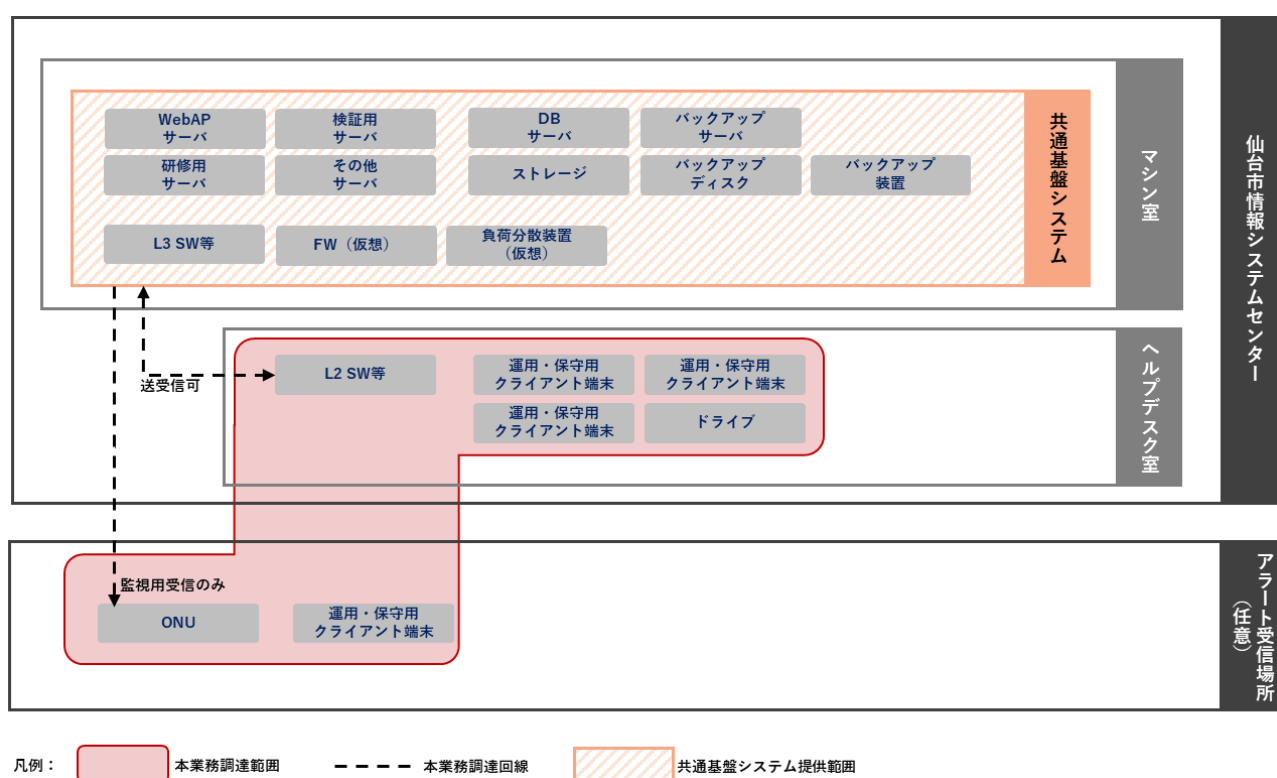


図 3-1 構成イメージ（共通基盤システムがオンプレミス環境の場合）（想定）

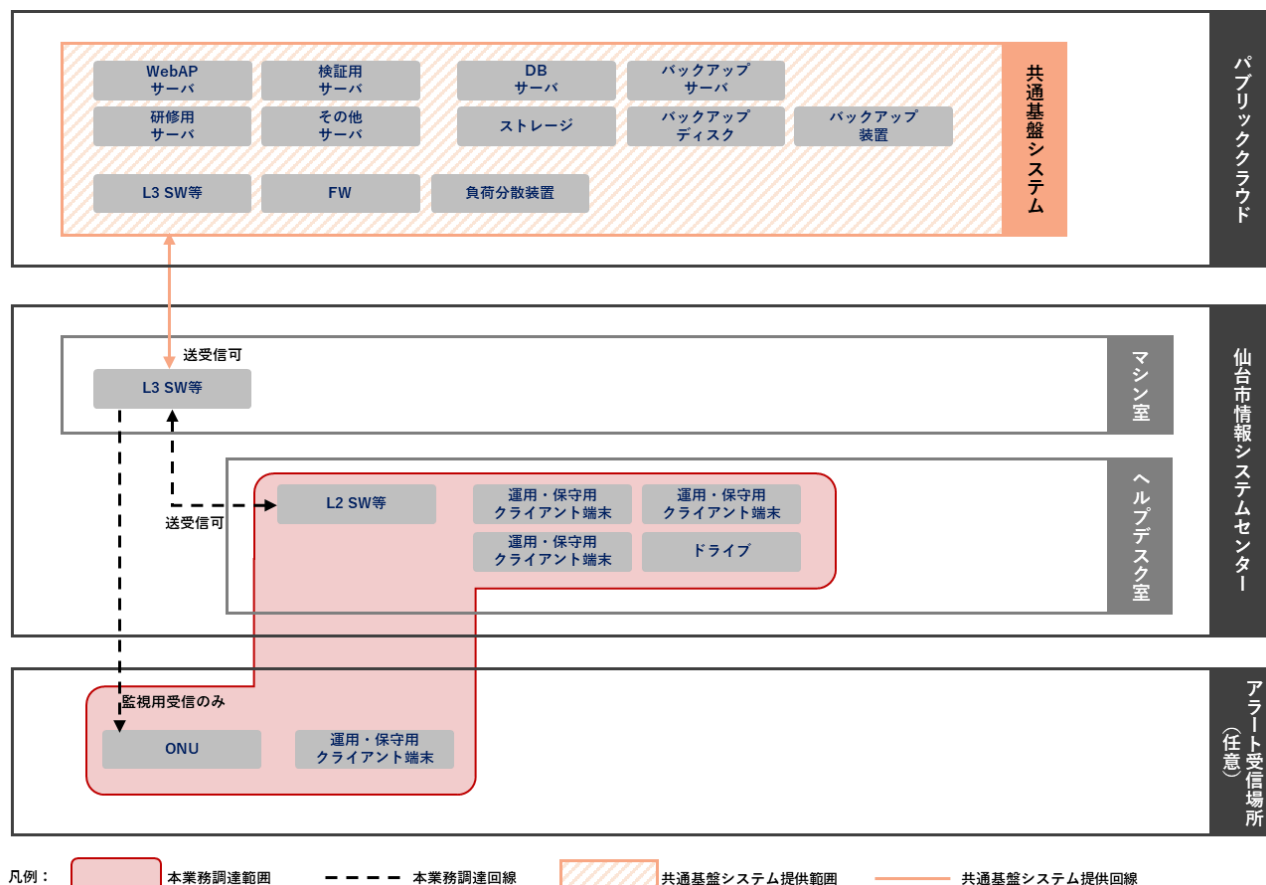


図 3-2 構成イメージ（共通基盤システムがパブリッククラウド環境の場合）（想定）

3.12.2. ハードウェア要件

- (1) ハードウェア環境は、共通基盤システム事業者及び受託者が調達する機器にて構築する。
- (2) 共通基盤システム上に構築するに当たってはWebAPサーバ、DBサーバ及びバックアップサーバ等の仮想サーバの論理構成とスペックについて提案すること。なお、共通基盤システムで調達するサーバについては、データ暗号化を実施する予定である。
- (3) 本業務で調達する機器は、製品のコストのみならず機器の増設や運用・管理等に至るまで、より低コストで運用可能な機器及び構成の製品を選定し、本市へ提案した上で調達すること。なお、共通基盤システムと同様にデータ暗号化を実施すること。
- (4) 導入が想定されるハードウェア一覧を表 3-5 に示す。

表 3-5 導入が想定されるハードウェア一覧

No.	ハードウェア分類	ハードウェア名	ハードウェア要件	備考
1	コンピュータ本体:サーバ機器 ※サーバは仮想サーバとし、論理構成は要提案	WebAPサーバ (本番環境) (仮想環境)	A	他必要となる仮想サーバについても同様とする
2		検証用サーバ (保守環境) (仮想環境)	A	
3		研修用サーバ (研修環境) (仮想環境)	A	
4		その他、DB/バックアップ以外の必要となるサーバ)	A	
5		DBサーバ	A	
6	記憶装置:ストレージ	-	A	
7	コンピュータ本体:バックアップ機器	バックアップサーバ、バックアップディスク等	A	
8	ネットワーク機器:負荷分散装置 (ロードバランサー)・ファイアウォール等	-	A	
9	ディスプレイ・プリンタ:ディスプレイ・表示装置等	コンソールの液晶モニター	B	運用・保守用クライアント端末等にて代替も可
10	記憶装置:CD/DVD ドライブ等	-	B	
11	ネットワーク機器:通信回線・通信回線装置等	-	B ※保守用通信回線は受託者にて提案・調達要	リモート保守は認めていないため、発報されたアラートを受信後に現地に駆けつける対応を基本とすること
12	その他ハードウェア	運用・保守用クライアント端末、共通基盤システム外でバックアップを行う場合のバックアップサーバ・バックアップ機器、その他受託者が別途物理として必要とするサーバ、LT0 ドライブ、UPS、ラック、敷設機器等	B	運用・保守用クライアント端末の場合は「3.12.4.クライアント要件」参照
【ハードウェア要件欄の凡例】 A: 受託者にて必要となるスペックの提案を要し共通基盤システムを利用するもの B: 受託者にて必要となるスペックの提案を要し本業務で調達まで要するもの				

3.12.3. ソフトウェア要件

ソフトウェア構成について、導入が想定されるソフトウェア一覧を表 3-6 に示す。受託者は本書に記載している業務・機能要件、システム要件、セキュリティ要件等の要件を満たす最適なソフトウェア構成を検討し、以下に示す要件を満たすソフトウェアを導入すること。

- (1) ソフトウェアのバージョンについては、原則として最新のバージョンを採用するが、最新バージョンのソフトウェアがシステム全体の安定稼動に影響を及ぼすと認められる場合には、以下の条件を満たした場合は古いバージョンの採用を可能とする。
 - ア. 最新バージョンのソフトウェアを導入しない理由を受託者が本市へ明示し本市の承認が得られたとき。
 - イ. 古いバージョンでも契約期間内のサポートが受けられる、又は、契約期間中にサポートが受けられるバージョンへの変更（作業含む）を本業務の範囲で行えるとき。
- (2) 本市と同等規模以上の自治体、中央省庁、独立行政法人又は次期システムと同等規模以上の民間企業のシステムで稼動実績を有しており、複数の販売先から購入可能なソフトウェアであること。
- (3) ソフトウェア付属のマニュアル、ヘルプや保守対応が、日本語に対応していること。対応していない場合、運用に支障がないよう個別に対応すること。

表 3-6 導入が想定されるソフトウェア一覧

NO.	ソフトウェア分類	ソフトウェア名	ソフトウェア要件	備考
1	OS：サーバ用 OS	Windows Server 及び Red Hat Enterprise Linux など	共通基盤システム利用：A それ以外：B	共通基盤システムより提供される仮想サーバの管理ツールは共通基盤システム側で準備する
2	ミドルウェア：共通基盤ソフトウェア	共通基盤システム内内部事務系システム間連携	-	共通基盤システムを利用
3	ミドルウェア：DNS サーバ	-	-	既設を利用
4	ミドルウェア：ファイアウォール	-	-	既設を利用
5	ソフトウェア	財務会計システム	B	
6	ソフトウェア	電子請求システム	-	本市にて別途調達
7	サービス	公共料金支払システム	-	本市にて別途調達
8	ミドルウェア：データベース管理ソフトウェア	DBMS	B	
9	ミドルウェア：WebAPサーバ管理ソフトウェア	WebAP	B	
10	ミドルウェア：運用管理ソフトウェア	システム監視	B	
11	ミドルウェア：バックアップ管理ソフトウェア	バックアップ管理	B	
12	ウイルス対策ソフトウェア	-	B	
13	その他ソフトウェア	ジョブ管理ツール、運用・保守用クライアント端末用等	B	運用・保守用クライアント端末用の場合は「3.12.4. クライアント要件」参照
【ソフトウェア要件欄の凡例】 A：受託者にて提案を要し共通基盤システムを利用するもの B：受託者にて提案し本業務で調達まで要するもの				

3.12.4. クライアント要件

- (1) 共通基盤システムに直接接続して使用する、次期システムの運用・監視、保守等のために利用するクライアント端末の必要な仕様（台数、性能、ソフトウェア構成等）を整理すること。
- (2) 機能要件及び運用・保守要件等を踏まえ整理し、必要なスペックを満たしたハードウェア・ソフトウェアを調達すること。

3.13. 移行に関する事項

3.13.1. 移行対象システム及びデータ

(1) 基本事項

- ア. 本番環境への業務移行、システム移行及びデータ移行について、移行対象は、現行システムに蓄積されている表 3-7 の全データを前提とする。なお、下記の移行対象データについては、全てではなく主要なものであり、対象は設計において決めることとする。
- イ. 現行システムに蓄積されていない「過去データ（紙や外部媒体等で管理されているデータ）」は、基本的には移行対象データには含めないが、次期システムの仕様によりこれらの取込みが求められ、紙データの電子化が必要な場合は例外とし、本業務において対応することとする。
- ウ. 採用するシステムによって、必要な追加項目が不足し、登録が必要な場合は、登録を実施すること。
- エ. データの移行は、職員の負担が最小限となる方法で行うよう留意すること。現行システムからのデータ抽出については、本市（本市より現行システム事業者に依頼）で実施をする予定であり、当該移行データの提供方法は、CSV や固定長等のテキストデータでの提供を予定している。

表 3-7 移行対象

業務	情報	範囲	データ形式 (案)	備考
共通	職員情報、所属情報、歳入・歳出事業、歳入・歳出科目、歳入歳出外現金科目、基金科目、金融機関情報、郵便番号住所マスタ、科目コード、科目通番、控除理由	全件	CSV ファイル	
予算編成	歳入・歳出予算額、財源情報	全件	CSV ファイル	
備品管理	備品調書、備品異動情報	全件	CSV ファイル	
予算管理	予算繰越情報、予算配当情報、予算流用情報	全件	CSV ファイル	
歳入管理	調定、調定変更、不納欠損、不納欠損更正、収入消込、納入通知書、払込書、領収書、還付、還付精算、還付戻入、還付精算戻入、収入未済の繰越、一括調定番号、インボイス	全件	CSV ファイル	
歳出管理	支出負担行為、変更支出負担行為、支出命令、支出負担行為兼支出命令、返納通知、精算伺、戻入伺、精算書戻入未済の繰越、給与支払取込情報、共済費支払取込情報	全件	CSV ファイル	単件、複数科目、複数相手方を含む
振替管理	収入更正、支出更正、歳出歳入振替情報、歳出歳計外振替情報	全件	CSV ファイル	
歳入歳出外現金管理	歳計外現金受入、歳計外現金受入変更、収入消込、納入通知書、払込書、歳計外還付、歳計外還付精算、歳計外還付戻入、歳計外還付精算戻入、歳計外現金払出、歳計外返納通知書、歳計外精算命令、歳計外戻入伺、一括受入番号	全件	CSV ファイル	
用品管理	品名情報、用品請求書、用品請求書明細、物品購入執行伺書、単価契約単価情報、単価契約契約者情報	全件	CSV ファイル	
資金管理	資金計画関係帳票、一時流用伺、一時借入	全件	CSV ファイル	
決算管理	歳入・歳出決算情報、実質収支情報	全件	CSV ファイル	

業務	情報	範囲	データ形式 (案)	備考
決算統計	統計用歳入歳出情報	全件	CSV ファイル	
相手方管理	債権債務者情報	全件	CSV ファイル	

(2) データ移行方針

- ア. 移行対象データは、前述のとおり現行システムで保有する上記の全データを想定している。
- イ. 次期システム稼働後にデータ更新の必要があるデータ以外は、受託者にて、過去データ参照用の簡易機能の提供等によって、現行システムを廃棄した後も過去の財務情報の確認（ただし、次期システムで複写機能を有するものについては、複写に必要となるデータの移行が望ましい）が実現できれば、必ずしも次期システムへの移行を必須とするものではない。
- ウ. 現行システムからのデータ移行及び次期システムから新たに管理する項目の初期データ設定に際して、現行システムからのデータ変換や新規データ作成が必要な場合、受託者の作成する移行ツール等に対応し、本市の作業が最小限となるように工夫すること。

3.13.2. 移行に係る役割分担

- (1) 移行に係る役割分担を表 3-8 に示す。移行計画書の作成時に、本市と調整の上、詳細化及び具体化すること。
- (2) 現行システムからの移行データに不備・不具合があった場合の修正は、本市もしくは現行システム事業者が行う。ただし、不備・不具合に対して、受託者が作成する移行ツール等に一定のルールを組み込むことで不備・不具合を補正できるものは、受託者が移行ツール等で対応し、本市の作業に対して過度な負担を軽減できるようにすること。

表 3-8 移行作業の役割分担

No.	作業内容	本業務の 受託者	本市	現行システムの 運用・保守 事業者
1	現行システムのデータベース関連資料の作成		(承認)	○
2	移行計画書の作成	○	(承認)	
3	現行システムにおける移行データの調査・整備	○		△
4	現行システムのデータ抽出ツール等の開発			○
5	移行設計における現行システムのデータ抽出			○
6	移行設計	○	(承認)	
7	移行ツール等の開発	○		
8	移行手順書の作成	○	(承認)	
9	移行リハーサルにおける現行システムのデータ抽出			○
10	移行リハーサルの実施	○		
11	移行リハーサル結果の検証	○	(承認)	△
12	本番移行における現行システムのデータ抽出 (予算系)			○
13	本番移行の実施 (予算系)	○		
14	本番移行結果の検証 (予算系)	○	(承認)	△
15	本番稼働又は切り戻しの判定 (予算系)		○	
16	本番移行における現行システムのデータ抽出 (執行系)			○
17	本番移行の実施 (執行系)	○		
18	本番移行結果の検証 (執行系)	○	(承認)	△
19	本番稼働又は切り戻しの判定 (執行系)		○	
20	本番移行における現行システムのデータ抽出 (決算系)			○
21	本番移行の実施 (決算系)	○		
22	本番移行結果の検証 (決算系)	○	(承認)	△
23	本番稼働又は切り戻しの判定 (決算系)		○	
24	並行運用期間中の現行システムの運用			○

○：主担当 △：支援

以上